

令和8年度

P T A 総会資料



日時:令和8年4月17日(金)15:00~16:00

場所:札幌市立義務教育学校福移学園 体育館

総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 P T A 会長あいさつ
- 3 学校長あいさつ
- 4 教職員の紹介
- 5 議長選出
- 6 議事
 - (1) 令和 7 年度 事業報告
 - (2) 令和 7 年度 一般会計 決算報告
 - (3) 令和 7 年度 一般会計 監査報告
 - (4) 令和 7 年度 特別会計 決算報告
 - (5) 令和 7 年度 特別会計 監査報告
 - (6) P T A 会則
 - (7) 令和 8 年度 運営及び活動方針
 - (8) 令和 8 年度 一般会計及び特別会計 予算
 - (9) 札幌市 P T A 共済会
 - (1 0) 体育文化振興会 一般会計 決算報告
 - (1 1) 体育文化振興会 特別会計 決算報告
 - (1 2) 体育文化振興会 会計 監査報告
 - (1 3) 体育文化振興会会則
 - (1 4) 体育文化振興会一般会計及び特別会計 予算
- 7 令和 8 年度 役員選出
- 8 議長退任
- 9 新旧役員あいさつ
- 1 0 連絡
- 1 1 閉会のことば

令和7年度 P T A活動記録および反省

【役員会・専門部】

4月18日(金)	令和7年度P T A総会
24日(木)	第1回役員会
5月 8日(水)	第1回全体委員会
12日(月)	東区P T A連合会総会・情報交流会
27日(火)	出向委員会及び第1回各委員会
6月12日(木)	社会部花壇整備①苗植え
	第2回役員会
17日(火)	東区P T A連合会第1回副会長会
18日(水)	第2回全体委員会
27日(金)	東区P T A連合会第1回会長会
30日(月)	青少年健全育成推進会・スクールゾーン実行委員会第1回総会
7月19日(土)	夏の親子レク開催
29日(火)	社会部花壇整備②雑草抜き・水やり
8月 5日(火)	社会部花壇整備③雑草抜き・水やり
19日(火)	社会部花壇整備④雑草抜き・水やり→中止
9月 3日(水)	第3回役員会
11月 1日(金)	社会部花壇整備⑤畑じまい
11日(火)	第4回役員会
18日(月)	青少年健全育成推進会・スクールゾーン実行委員会第2回総会
19日(水)	第3回全体委員会
1月22日(木)	第5回役員会
2月 4日(水)	第4回全体委員会
18日(水)	東区P T A連合会第2回副会長会
27日(金)	東区P T A連合会第2回会長会
3月11日(水)	第6回役員会
	広報部「福移第3号」発行

今年度反省

- 今年度の広報誌は、福移学園の異学年交流の特集をしたので、学校行事や活動を見学させていただいたり、先生への取材を行った。テーマにあった写真を掲載することができた。また、スクールガードの今野さん夫妻について知ってもらう機会を設けることができた。2学期中に行事見学を行い、1月に入ってから原稿作成を開始し、予定通り広報誌を発行することができた。(広報部)
- ベルマークの活動が「集めること自体」が目的になりやすいという課題が改めて可視化された。活動そのものへの評価は概ね良好で、子どもたちが作品を大切に持ち帰る姿や次の制作を楽しみにする様子から、体験型の取組の価値は十分に確認できた。(厚生部)
- 学校前の花壇整備の活動では、札幌市の「マイタウン・マイフラワープラン」事業を活用し、花苗の提供、講師の苗植指導をしていただいた。夏休みには雑草抜き2回(1回中止)、2学期に畑じまいを行ったが、どの回も例年より多くの方に協力していただけた。(社会部)
- 子どもたちの多くがバス登校だが、事故なく通えたことは、日々見守ってくださる地域のボランティア、先生、保護者の方々のお陰である。(朝の見守り活動)
- 夏の親子レクでは、昨年と比較して倍の人数が参加してくださり、にぎやかなレクとなったのが良かった。全体的に人数の多い学年は特に盛り上がっていたように見えた。参加者の満足のために、さらに参加者を増やすことで、どの学年の子どもも楽しめる活動になるのではと考えた。また、参加費の事前徴収を初めて導入したが、大きな混乱もなくスムーズに徴収できたため、今後も同様の方法で良いのではと感じた。景品購入時に参加人数と購入代金がすでに手元にあることで、立替などが発生しないため大きなメリットだと感じた。事前準備時点で役員間での意見集約ができあがっておらず、直前での修正に時間を費やしてしまった。(夏レク)
- 今年度も、PTA全体委員会後には「PTAだより」を発行し、すぐーるとHPで保護者や地域に発信した。
- 昨年度のPTA広報誌「福移」は、全国小・中学校PTA広報紙コンクール 小学校の部において「奨励賞」を受賞した。福移学園の様子を多くの人に知ってもらう良い機会となった。

来年度への引継ぎ事項等

- ベルマーク回収活動について、①必ず事前に周知すること、②活動の目的を明確に伝えること、③学年差への配慮が必要であること、④活動変更や新しい試みを行う場合は、変更になった理由と変更点を明確に示すことの4点を引継ぎ事項としたい。(厚生部)
- 参加者が増えてきていることと、物価高なので、作業後に渡す飲み物をペットボトルでいいのかを検討する。花壇整備のボランティア募集のタイミングが遅く、仕事の都合がつかない保護者がいたようなので、活動の1か月前を目安に早めに案内をする。また、畑じまいの時期が遅く、降雪の中の作業となってしまったので、次年度は10月上旬に実施するとよい。(社会部)
- 見守り活動が、子どもたちがどのように登校しているかを各家庭に知ってもらう唯一の機会であるということをやより伝えられるよう工夫していきたい。(見守り活動)
- 年度初めの早い段階から、競技内容を決めておく。また、レク当日の受付での領収書渡しは不要。名札は、参加者に記入してもらうとよい。競争の順位は、チームカラーで集計して個人名がわからなくても点数を数えられるようにする等、オペレーションを簡略化していくとよい。また、参加者が増えると景品購入が大変になるので、早い段階で購入担当を依頼しておいたり、景品を事前に役員間で決めておく等、参加人数確定後にすぐ動けるようにしておくとうよい。(夏レク)
- PTA会計監査については、照合すべき箇所や手順等、簡単なマニュアルがあると効率よく作業ができると思う。(会計監査)

【学級委員】

<1年生>

6月23日(月) 茶話会(12:30~13:30・音楽準備室)
2月24日(火) 保護者参加型授業「紙飛行機大会」(5時間目・体育館)

今年度反省

2月はこどものインフルエンザで、役員が欠席となってしまいましたが、担任の先生のフォローのおかげで無事開催することができた。

来年度への引継ぎ事項等

大まかな年間スケジュールのような日程をあらかじめ立てれたらやりやすかったかもしれない。上の学年に兄弟がいる家庭も多いので、できる範囲で日時をずらして(または、合わせて)開催できたのは良かったと思う。

<2年生>

6月23日(月) 茶話会(12:20~13:20・音楽室)
2月25日(水) 保護者参加型授業「パフェ作り」(5時間目・体育館)

今年度反省

茶話会は、転入の1家庭も参加いただき、交流を深めることができた。

保護者参加型授業では、大人10名、こども10名ほど集まり、新たに加わった転入生も含めて、交流を深めることができた。

来年度への引継ぎ事項等

親子レクは事前に大人、こどもの参加人数を調査した方が準備を進めやすい。

<3年生>

6月23日(月) 茶話会(12:00~13:00 会議室)
11月 4日(火) 学級レク「Tシャツ玉ねぎ染め」(5時間目参観授業~6時間目レク)

今年度反省

少人数ならではの交流ができればと思い、企画した。親子レクでは、担任の先生と協力して行うことができたので、とても良かった。授業とも連動していたのも良かった。こどもたちにも楽しんでもらえてよかった。

来年度への引継ぎ事項等

特になし。

<4年生>

11月 6日(水) 4・6年生合同 地球温暖化についての出前授業(5時間目終了後・体育館)

今年度反省

学年レクの出前授業は、6年生と合同で行った。地球温暖化問題の大変さをアニメでわかりやすく学ぶことができた。

来年度への引継ぎ事項等

出前授業は、学ばされる事が多くとてもいい授業だった。帰りのバスの時刻がせまり、最後がせわしなくなってしまった。質問の時間なども作れたらもっと良かったのではないかと思った。

<5年生>

6月25日(水) 茶話会(12:30~13:30 多目的室)

11月 4日(火) 学級レク ドッチボール(5時間目終了後・体育館)

今年度反省

茶話会では、転校生が立て続けに加わったので、各家庭に協力してもらい、子どもの名前と写真の一覧を作成し、配布した。それを手元に、参加したすべての親が話せるように質問タイムを作り、交流した。

親子レクでは、親子あわせて3チームづくり対戦した。最後は、親VS子どもで戦い、大変盛り上がった。チームワークも育むことができ、自然と笑顔があふれ、体を動かす活動にしてよかったなと思った。

来年度への引継ぎ事項等

積極的に参加や協力をしてくださる保護者の方々が多くいるクラスなので、来年度も交流を少しでも多くはかれると良いと思う。また、お仕事されている方も多いため、仕事の休み希望を出してもらえよう、少しゆとりをもって日程の案内をするとよい。

<6年生>

11月 5日(水) 4・6年生合同 地球温暖化についての出前授業(5時間目終了後・体育館)

今年度反省

保護者から「楽しかった」「勉強になった」エコライフレポートの大切さがわかった等の声があり、親子で学ぶ良い時間になったと思う。

来年度への引継ぎ事項等

特になし。

<7年生>

6月26日(木) 茶話会(13:15~14:15 会議室)
11月7日(金) 学級レク バレーボール教室(5時間目終了後・体育館)

今年度反省

茶話会は、15名という多くの保護者が参加してくださり、転入生もいたため、自己紹介やこどもの写真を見せながら紹介をして交流を深めた。

バレーボール教室は、プロの青島先生に親や兄弟を含めてのチーム決めやミニゲームのルール説明など、主な進行をしていただいた。ABCなどの紙で作ったチーム札を胸につけて行い、大きな混乱もなく楽しく行えたと思う。エキシビションで、7年生全員対青島先生のゲームも行い、先生が圧勝で大いに盛り上がった。

来年度への引継ぎ事項等

茶話会では、3名の転入生の保護者も参加してくださったので、新クラスメイトとしての交流を深められたと思う。バレーボール教室では、ケガなどに気をつけながら、本格的にゲームをするグループと柔らかいボールを使って楽しくやグループに分かれて行い、順位を決めずに行ったが、親もふくめて、けっこう本気で楽しんでいたと思う。ステージに飲み物やおやつを用意したが、ジュースをこぼしたときにふくものがなくてバタバタしたので、用意しておいた方がよかったと感じた。

<8年生>

2月27日(金) 学級レク 木工ワークショップ(5時間目終了後・技術室)

今年度反省

P.T.A.の夏レクの際に、合わせて学級レクを開催すれば、普段来られない方も週末なので参加しやすいと考えて企画したが、参加者が少なく、断念し、2月に再設定した。

来年度への引継ぎ事項等

参加者が増えるようにと検討しましたが、力及ばずだった。普段来られない方が来やすい工夫ができれば良いと思う。

<9年生>

今年度は、学級費でこどもたちに卒業の記念品としてハンカチを購入した。

今年度反省

今年度は、保護者が学校へ出向くことも少なく、クラスレクや親睦会を開催することができなかった。こどもたちのために、卒業の思い出に残る行事ができなかった反省はあるが、記念品としてハンカチを購入し、皆に渡すことができた。

令和7年度 PTA一般会計 決算

令和8(2026)年3月3日
札幌市立義務教育学校福移学園PTA

【収入の部】

項目	令和7年度予算	令和7年度決算	増減	備考
繰越金	0	0	0	
会費	316,800	330,720	13,920	家庭102+教職員21(転入転出者による増減)
後負担金	16,290	15,928	-362	家庭46
雑収入	0	645	645	収穫祭残金、手数料戻入分
合計	333,090	347,293	14,203	

【支出の部】

項目	令和7年度予算	令和7年度決算	増△減▼	備考	
運営費	会議費	15,000	0	▼ 15,000	
	消耗品費	15,000	2,156	▼ 12,844	
	通信費	1,000	0	▼ 1,000	
	印刷費	10,000		▼ 10,000	
	備品費	0	0	0	
	合計	41,000	2,156	▼ 38,844	
活動費	渉外費	55,000	33,000	▼ 22,000	交流会参加費
	研修費	10,000	0	▼ 10,000	
	旅費	33,000	4,800	▼ 28,200	各種会議、 研修会への交通旅費補助(一律800円)
	学年活動費	45,000	45,000	0	懇談会、飲み物代他
	専門部活動費	30,000	13,000	▼ 17,000	社会部(5000円) 厚生部(5000円) その他(3000円)
	広報費	15,000	0	▼ 15,000	
	奨励費	46,300	31,647	▼ 14,653	収穫祭材料費、卒業証書ホルダー、 箱押し代、版代、9年生卒業記念判子
	慶弔費	10,000	0	▼ 10,000	
合計	244,300	127,447	▼ 116,853		
その他	区P連負担金	31,496	32,072	△ 576	家庭数102+教員数21
	予備費	14	0	▼ 14	
	後負担金	16,280	18,730	△ 2,450	後期課程のみで負担(中体連・中文連・教護協会・進路)
	合計	47,790	50,802	△ 3,012	
繰入金	0	166,888	△ 166,888	特別会計へ繰入	
総計	333,090	347,293	△ 14,203		

収入総計 347,293 支出総計 347,293 差引残高 0

上記の通り決算報告いたします

会 計 三 浦 さ ゆ み

令和7年度 札幌市立義務教育学校福移学園 PTA会費 上期会計監査報告

令和7年度 PTA会費 上期会計監査結果を次のとおり報告します。

- 1 監査実施日 令和7年10月15日
- 2 会計監査対象 令和7年度 PTA会費会計
- 3 監査対象書類 2に係る金銭出納簿、預金通帳、その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に執行されていた。

令和7年10月15日

監査委員 戸崎優子

監査委員 清水日野

令和7年度 札幌市立義務教育学校福移学園 PTA会費 会計監査報告

令和7年度 PTA会費 会計監査結果を次のとおり報告します。

- 1 監査実施日 令和 8年 3月 11日(水)
- 2 会計監査対象 令和7年度 PTA会費会計
- 3 監査対象書類 2に係る金銭出納簿、預金通帳、その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に執行されていた。

令和 8年 3月 11日

監査委員 戸崎 俊子

監査委員 清水 沙穂

令和7年度 PTA特別会計出納簿

2026/4/6 現在

月	日	伺書No.	適用	収入	支出	残高
4	1	1	前年度繰越	694,418		694,418
8	22	2	利息	574		694,992
2	9	3	紙バラ(外付)ピンク「祝卒業」		3,120	691,872
2	16	4	利息	609		692,481
2	26	5	PTA会計繰り越し金	166,888		859,369
		6				859,369
		7				859,369
		8				859,369
		9				859,369
		10				859,369
		11				859,369
		12				859,369
総計				862,489	3,120	859,369

(様式2) 監査報告

令和7年度 札幌市立義務教育学校福移学園 PTA 特別会計 上期会計監査報告

令和7年度 PTA 特別会計 上期会計監査結果を次のとおり報告します。

- 1 監査実施日 令和 7年 10月 15日
- 2 会計監査対象 令和7年度 PTA 特別会計
- 3 監査対象書類 2に係る金銭出納簿、預金通帳、その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に執行されていた。

令和 7年 10月 15日

監査委員 清水目 沙穂子

監査委員 戸崎 優子

令和7年度 札幌市立義務教育学校福移学園 PTA 特別会計費 会計監査報告

令和7年度 PTA 特別会計費 会計監査結果を次のとおり報告します。

- 1 監査実施日 令和 8年 3月 11日 (水)
- 2 会計監査対象 令和7年度 PTA 特別会計費会計
- 3 監査対象書類 2に係る金銭出納簿、預金通帳、その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に執行されていた。

令和 8年 3月 11日

監査委員 戸崎 優子

監査委員 清水 沙樹

札幌市立義務教育学校福移学園PTA会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名称及び事務局) この会は、札幌市立義務教育学校福移学園PTAと称し、事務局を同校内に置く。
- 第 2 条 (目的) この会は会員相互の理解を深め、学校・家庭及び社会生活における児童・生徒の健全な育成を図るとともに、教育の充実に協力することを目的とする。
- 第 3 条 (事業) この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会員相互の親和を図る。
 2. 会員の教養を高め、教育に対する理解を深める。
 3. 教育内容の充実に協力する。
 4. 教育環境の整備に協力する。
 5. その他必要なこと。

第 2 章 総 則

- 第 4 条 (会員) この会は福移学園の保護者と教職員で組織する。
- 第 5 条 1. (役員) この会に次の役員をおく。役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
またその定数は、下記を基本とする。
- | | | |
|-----|-----|------------------|
| 会 長 | 1 名 | (保護者 1 名) |
| 副会長 | 5 名 | (保護者 3 名、教員 2 名) |
| 書 記 | 3 名 | (保護者 2 名、教員 1 名) |
| 会 計 | 2 名 | (保護者 1 名、教員 1 名) |
2. (監査) この会に監査をおく。監査の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
またその定数は、下記を上限とする。
- | | | |
|-----|-----|-----------|
| 監 査 | 2 名 | (保護者 2 名) |
|-----|-----|-----------|
- 第 6 条 1. (役員の仕事) この会の役員は会運営の執行にあたる。
- (1) 会長は会務を統括し、この会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を助け、会長に事故などがある時は会長の職務を代行する。
 - (3) 書記は、会運営について事務局を含む会全体の庶務を担当する。
 - (4) 会計は、会計事務を担当する。
2. (監査の仕事) この会の監査は、年一度会計監査を担当する。
- 第 7 条 (委員会・専門部) この会に次の委員会及び部をおく。
1. 全体委員会 役員、学年委員、各専門部担当教員で構成する。
 2. 学年委員会 当該学年の学年委員及び担任で構成する。
 3. 専門部 次の三部をおき、役員のみ担当を定める。
(1) 広報部 (2) 厚生部 (3) 社会部

第 8 条 (体育・文化振興会) 会則は別に定める。

第 9 条 (役員・委員の選出)

1. 役員を選出は、事務局が候補者を総会に報告し、総会の承認を得て決定する。
2. 副会長保護者 3 名、基本として 1～3 年生から 1 名、4～6 年生から 1 名、7～9 年生から 1 名選出する。
3. 役員が定数に満たない場合は補欠選考を行う。ただし、その期限は 6 月末とする。
4. 総会以降に役員が追加選考された場合は、全体委員会に報告し、承認を得て決定する。
5. 学年委員は各学年在籍 (家庭) 数に応じて 1～2 名選出し、学年代表、(副代表) を互選する。
6. 委員は役員を兼ねることができない。

第 10 条 (顧問・学校長)

1. この会に顧問若干名を置くことができる。顧問は、役員会の議を経て会長が委嘱する。その任期は、2 年とし再任を妨げない。
2. 学校長はこの会のすべての会議に出席することができる。

第 3 章 運 営

第 11 条 (集会) この会を運営するために次の集会を行う。

1. 総 会

(1) 定期総会は、毎年 1 回年度初めに開催する。必要がある時は、全体委員会の議を経て臨時総会を開くことができる。

(2) 総会は、この会の最高決議機関で、次の事項を審議決定する。

- ① 予算及び決算
- ② 事業の計画
- ③ 会則の改正
- ④ 役員を選出
- ⑤ その他重要事項

2. 役員会 必要によって会長が召集し、必要事項を協議する。

3. 全体委員会 総会に次ぐ決議機関で、必要の都度会長が召集し次の事項を審議決定する。

- (1) 各学年・専門部の連絡調整
- (2) 総会提出の議案
- (3) 総会から委任された事項
- (4) その他緊急を要する事項

4. 学年委員会 学年の P T A 運営にあたる。

5. 専門部 次の専門部を置く。

- (1) 広報部 主として広報に関し計画実施する。
- (2) 厚生部 主として児童・生徒の学習活動の援助のための活動を計画実施する。
- (3) 社会部 主として会員の研修、向上について計画実施し、地区懇談会等へ協力し、巡視活動へ参加する。

各専門部は、全校で行うレクリエーション活動への協力も検討事項とする。

第 12 条 (決議)

1. 総会 総会は、出席者及び委任状（オンラインでの意思表示を含む）の総数が会員数の二分の一以上をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。ただし、出席者数及び会員数は、家庭数で数えるものとする。
2. 全体委員会 役員、学年委員の総数の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。
3. その他 上記以外のどの会議においても出席者をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

第 4 章 慶 弔

第 13 条 (慶弔) 会員の慶弔に関する規定は別に定める。

第 5 章 会 計

第 14 条 (会計)

1. 一般会計 経費は、会費をもってこれにあて、会費の額は総会で定める。
2. 特別会計 経費は、PTA活動の収入をもってこれにあて、支出は児童・生徒に還元するものとする。

第 15 条 (予算・決算) この会の予算は、総会の決議に基づき執行し、決算は総会で報告する。

第 16 条 (会計年度) この会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第 6 章 旅 費

第 17 条 (旅費) 会員の旅費に関する規定は別に定める。

附 則

1. この会則は令和5年4月14日より実施する
2. この会は必要によって細則をもうけることができる。

札幌市立義務教育学校福移学園PTA役員選考細則

第 1 条 会則第9条に基づく次年度役員を選考は、この規定による。

第 2 条 PTA事務局選考担当教員は、役員および監査を選出し、本人の同意を得た上で、総会の5日前までに会員に公示し、総会で決定事項を報告する。

第 3 条 総会以降に役員が追加選考された場合は、全体委員会に報告する。

※附則 この規定は令和5年4月14日より実施する。

札幌市立義務教育学校福移学園PTA表彰規定

- 第 1 条 表彰者は、次の通りとする。
1. 本校運営に功績のあった役員、及び特に本校の発展に協力された方。
 2. 本校に貢献し、学校教育振興のために寄与した会員。
- 第 2 条 前条1項の該当者には感謝状を、2項の該当者には表彰状を贈る。
- 第 3 条 原則として、対象者を次の通りとする。
1. 感謝状を贈る役員の対象者は、会長連続2期・役員連続3期以上とする。
- 第 4 条 表彰は、本会定期総会席上で行うことを原則とする。
- 第 5 条 本会は、特に業績顕著な方のために、本会規則とは別に下記団体表彰の手続きを事務局において上申する。
1. 札幌市PTA連合会表彰規定に該当するもの。(小・中)
- 第 6 条 表彰該当者の選考については、役員において推薦決定する。

※附則 この規定は令和5年4月14日より実施する。

札幌市立義務教育学校福移学園PTA慶弔規定

この規定は、札幌市立義務教育学校福移学園PTA会員に係る下記事項についてこれを適用する。
本内規を適用する範囲は次による。

1. 死 亡 ・児童生徒及び教職員 5,000円と10,000円相当の供花
・保護者 5,000円と10,000円相当の供花
2. 災 害 ・児童生徒及び教職員とも協議による。
・特別な場合は、役員会を開いて協議する。
・会員以外の教職員にも本内規を適用する。

※附則 本内規は、令和5年4月14日よりこれを適用する。

札幌市立義務教育学校福移学園PTA旅費規定

この規定は、札幌市立義務教育学校福移学園PTA会員に係る下記事項についてこれを適用する。
本内規を適用する範囲は次による。

1. 札幌市内に関しては、一出向800円を支給する。
2. 上記1以外の事由が発生した場合は別途協議する。

※附則 この規定は令和5年4月14日より実施する。

札幌市立義務教育学校福移学園 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 札幌市立義務教育学校福移学園（P T A）（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報紙等で会員に周知する。

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに役員等の推薦活動
- (5) 広報紙、会報誌、P T Aホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)提供する対象者の氏名
- (3)提供する情報の項目
- (4)対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供を受ける対象者の氏名
- (4)提供を受ける情報の項目
- (5)対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・常任委員長・会員・常任委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

※附則 本規則は、令和5年4月14日より施行する。

令和8年度 運営及び活動方針案

① 運営方針

会員相互の理解を深め、学校・家庭・地域社会における児童・生徒の健全な成長と教育の充実に協力する。

- ① 子どもの健全育成や教育のために学び合い、協力するPTA
- ② 健全で明るい家庭・地域などの環境づくりに努力するPTA
- ③ 一人一人の意見を大切にし、相互協力するPTA
- ④ 義務教育学校・特認校の特色を生かすPTA

② 活動方針

- ① 子どもの健全育成や教育のために学び合い、協力するPTA
 - ・家庭教育、社会教育について学び合う。
 - ・学校教育について教職員と交流し合う。
 - ・環境整備の活動を活発にする。(非行防止、交通事故防止等)
 - ・非行防止への働きかけを活発にする。
 - ・青少年健全育成推進会、スクールゾーン実行委員会と連携する。
- ② 健全で明るい家庭・地域などの環境づくりに努力するPTA
 - ・地域、地域外の環境の違いを認め合い理解を深める。
 - ・特認校としての成り立ちを踏まえ、地域の協力の中で活動を進める。
 - ・各町内会、関係機関、関係学校、他PTA等と連携する。
 - ・区P連と連携する。
- ③ 一人一人の意見を大切にし、相互協力するPTA
 - ・専門部の活動を理解し、互いの協力関係を築く。
- ④ 義務教育学校・特認校の特色を生かすPTA
 - ・義務教育学校・特認校を支える本校PTAの特色を生かし協力して活動する。
- ⑤ その他
 - ・上記の活動方針に必要な活動をする。

③ 具体的な活動内容

(1) 役員会・事務局

- ・全体運営の計画立案
- ・総会、全体委員会などの運営
- ・専門部、学年活動への協力
- ・予算の有効な執行
- ・他団体（区P、他校PTA、地域団体）との連絡及び連携

(2) 学年PTA【例】（無理のない範囲で計画する。）

- ・学年に応じた諸研修（生活、学習等）
- ・会員相互、親子、子ども同士のふれあいを深める行事
- ・子どもの教育に関する文化的活動、広報活動、茶話会、学年レク

(3) 専門部（3つの部に分けず、役員と協力して活動する。）

① 広報部～主として広報に関し計画実施する。

【過去の活動例】PTA広報誌作成、PTA-HP講習会参加等

② 厚生部～主として児童・生徒の学習活動の援助のための活動を計画実施する。

【過去の活動例】ベルマーク収集整理、諸行事への協力

③ 社会部～主として、会員の研修、向上について計画実施する。

【過去の活動例】講習会・講演会、花壇整備、下校バス見守り活動等

(4) その他（活動が可能なら取り組む）

① 夏の親子レク

② 学校行事への参加（運動会、ステージ発表会など）

③ 地域の方との交流（収穫祭、たてわり祭りなど）

④ 交通指導への参加（見守り活動）

- ・役員から学年委員に取りまとめをお願いします。

令和8年度 PTA一般会計 予算(案)

令和8年(2026年) 4月17日
札幌市立義務教育学校福移学園PTA

【収入の部】

項目	7年度予算(a)	7年度決算(b)	8年度予算(c)	予算の増減(c)-(a)	備考
繰越金	0	0	0	0	
会費	316,800	330,720	374,400	57,600	(家庭109+教職員21) × 2,880円
後負担金	16,290	15,928	22,715	6,425	413 × 家庭55
雑費	0	0	0	0	
合計	333,090	346,648	397,115	64,025	

【支出の部】

項目	7年度予算(a)	7年度決算(b)	8年度予算(c)	予算の増減(c)-(a)	備考	
運 営 費	会議費	15,000	0	15,000	0	各種会議用飲み物代
	消耗品費	15,000	2,156	20,000	5,000	事務用品、カラー紙代
	通信費	1,000	0	1,000	0	収入印紙、郵券代
	印刷費	10,000	0	15,000	5,000	学校印刷機使用費 (インクロール、トナー等)
	備品費	0	0	0	0	
	合計	41,000	2,156	51,000	10,000	
活 動 費	渉外費	55,000	33,000	60,000	5,000	各種会議・懇親会・研修会参加費
	研修費	10,000	0	20,000	10,000	PTA研修会費用(会作成費、講師謝礼等)
	旅費	33,000	4,800	33,000	0	各種会議、 研修会への交通旅費補助(一律800円)
	学年活動費	45,000	45,000	45,000	0	懇談会、飲み物代(5,000円×9)
	専門部活動費	30,000	13,000	30,000	0	社会部(5,000) 厚生部(8,000円) 活動予備費・夏レク他(17,000円)
	広報費	15,000	0	20,000	5,000	広報誌作成費(紙代、インク代)
	奨励費	46,300	31,647	62,440	16,140	収穫祭(35,000円) 卒業証書ホルダー(300円×20)、 箔押し代(2,000円×2)、 版代(2,000円×2)、 9年生卒業記念判子(560円×20) 送料・手数料他
	慶弔費	10,000	0	15,000	5,000	弔慰金、供花等
	合計	244,300	127,447	285,440	41,140	
そ の 他	区P連負担金	31,496	32,072	37,196	5,700	一家庭 285 円 × (家庭数109 + 教員数21) + 手数料146
	予備費	14	0	829	815	
	後負担金	16,280	18,730	22,690	6,410	後期課程のみで負担(中体連・中文連・教護協会・ 進路)、手数料
	合計	47,790	50,802	60,715	12,925	
繰入金	繰入金	0	166,888	0	0	
総計	333,090	347,293	397,155	64,065		

※ 後期課程だけにかかわる負担金(中体連負担金12,375+中文連負担金3,850+教護協会負担金2,475+進路負担金3,000+振込手数料990=22,690)を後期課程の家庭のみで負担する。家庭数55で計算すると1家庭412.5円となり、413円を徴収する。後期課程負担金として22,715円をPTAの収入に入れ、実質負担金22,690円を支出する。ただし、後期課程のみの納入であるが、未納の場合にはPTA全体の会費の中で負担する。また、剰余金(満額納入時25円)は一般会計を通して特別会計に入れる。

2026年度

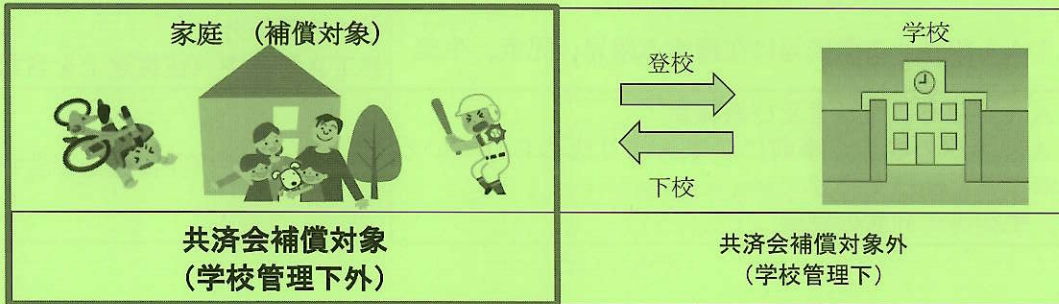
(2026年6月1日～2027年3月31日)

札幌市PTA共済会のご案内

一般社団法人札幌市PTA共済会は、「一人はみんなのために みんなは一人のために」という相互扶助の精神のもとに設立され、「共済事業」と「安全普及啓発事業等」の二つの事業を行っている団体です。

共済事業では、共済会にご加入いただいた単位PTAを組織する、札幌市立幼稚園・小学校・中学校に在籍する園児・児童・生徒の学校管理下外（PTA活動中含む）及びPTA会員等（保護者・教職員・その他の会員）のPTA活動中における傷害事故によるけがに対して、共済金のお支払いをいたします。

●学校管理下外とは



※上図太字の時間帯や、長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合。

※放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団等での活動中は学校管理下外。

学校管理下外での事故事例（事故報告書には、けがをした状況を記入してください）

家庭生活でのけが



- ・階段から転落して手首を打撲した
- ・家具にぶつかって足小指を骨折した
- ・風呂場で転倒して膝を挫傷した
- ・お手伝い中に手を切った

地域生活でのけが

- ・自転車で転倒して膝をぶつけた
- ・遊具から落ちて足首を捻挫した
- ・犬にかまれた
- ・交通事故で…

スポーツでのけが

- ・相手とぶつかって足を骨折した
- ・スキーで転倒し肩を打撲した
- ・プールで滑って手をひねった



外出先でのけが

- ・海に行って岩場で転んで足を切った
- ・キャンプ中にやけどをした
- ・遊園地の遊具にぶつかって肩を脱臼した

●PTA活動中とは

単位PTA・各区PTA連合会・札幌市PTA協議会が企画・立案し主催又は共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称の如何を問いません）に基づく手続きを経て決定された行事に参加中。

PTA行事での事故事例

行事参加中のけが

- ・スキーボランティアで転倒して靭帯を損傷した
- ・野球大会（おやじの会等）でスライディングしてアキレス腱を切った
- ・資源回収中に交通事故で…
- ・児童、生徒等の同居の親族（未就学児等）がPTA行事参加中に転んで骨折をした



※PTA行事参加への往復途上も対象となります。

●概要

共済期間

2026年6月1日～2027年3月31日

※2027年度より4月1日からの共済期間となるための移行期間となります

共済掛金

500円(10ヶ月分)

※園児・児童・生徒：1名380円、PTA会員：1世帯120円

※教職員・支援者等は1名につき120円

※幼稚園・小学校・中学校PTA毎の徴収になります。

例 1世帯、児童1名の場合 120円+380円=500円

1世帯、児童2名の場合 120円+380円+380円=880円

補償対象者と補償の範囲

補償の対象者	補償の範囲
単位PTAを組織する学校等に在籍する園児、児童、生徒	学校管理下外 PTA活動中(往復途上を含む)
・PTA会員である保護者及び教職員 ・PTA行事への参加が事前にPTAより認められている活動の指導者及び支援者 ・児童、生徒等の同居の親族	PTA活動中(往復途上を含む)

共済掛金納入

単位PTA毎に、指定する金融機関にまとめて振り込むものとします。

各ご家庭では、指定日までに各学校のPTA事務局へ納入してください。

事故報告

-原則としてけがの発生日から30日以内-

けがをして医療機関を受診された場合、学校へ事故の報告をお願いします。学校から事故報告書用紙を受け取り、必要事項をもれなく記入し、学校に提出してください。

※医療機関から領収書又は診療明細書を受け取ってください。(医療費助成制度を利用した場合も同様)

共済金の請求

-治癒した時又はけがの発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時-

学校から共済金請求書兼治療申告書用紙を受け取り、必要事項を記入の上、領収書コピーまたは診療明細書コピーを添えて、学校へ提出してください。手術給付金の請求には診療明細書コピーが必要です。(2025年5月31日までに発生したけがに関しては診断書が必要)

時効

共済金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。詳細は学校にある共済約款をご覧ください。また、共済会ホームページに掲載しています。

●日数条件

学校管理下外の補償

けがの発生日から起算して「3日目以降」においても、共済金の支払いを受けるべき状態にある場合。

例) 9/1にけがをした場合 ○=入・通院日

	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	
例1	○					対象外
例2	○	○				対象外
例3	○	○	○			対象
例4	○		○			対象
例5			○			対象
例6					○	対象

※PTA活動中の補償については、日数条件はありません。

●よくある質問

Q:交通事故で通院しました。治療費は相手側が払いましたが共済金の請求はできますか?

A:日数条件を満たせば請求できます。相手側の保険会社から治療の状況がわかる証明書のコピーをもらい提出してください。

Q:札幌市の子ども医療費助成制度を利用したため、支払いがなく領収書がもらえません。

A:「診療明細書」を通院した医療機関から発行してもらってください。

●給付金額

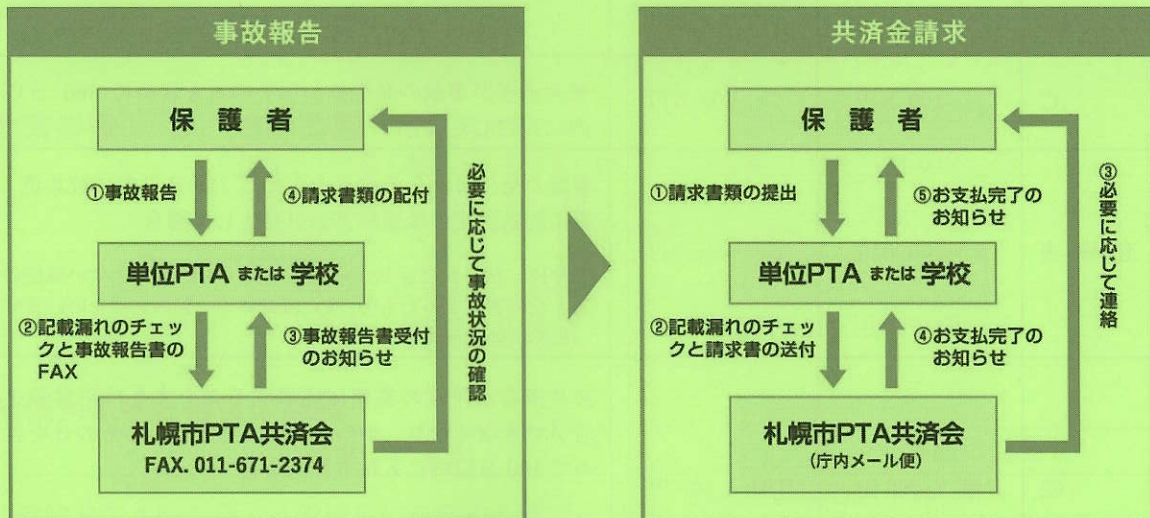
共済金の種類	学校管理下外	P T A活動中	日数および要件
死 亡	100 万円	500 万円	被共済者が事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合
後 遺 障 害	5～100 万円	25～500 万円	事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に被共済者に約款所定の後遺障害(1)が発生した場合 (1)身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損をいいます(医学的他覚所見のあるもの)
入 院	日額 1,000 円	日額 4,000 円	被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 【限度日数】 事故の発生日からその日を含めて 180 日までの入院、通院合わせて 180 日が限度
通 院	日額 500 円	日額 2,500 円	学校管理下外の補償については、事故の発生日から起算して3日目を降も通院共済金を受けるべき状態にある場合に限る ※P T A活動中の補償については日数条件はなし 【限度日数】 事故の発生日からその日を含めて 180 日以内の通院(往診を含む)を対象とし、通算して 90 日が限度。整骨院への実通院日数は 30 日が限度
手術給付金	2 万円	5 万円	入院共済金をお支払いする場合において、被共済者がそのけがの治療のために、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けられた場合 (1 事故につき 1 回の手術に限る)
固 定 具	固定具装着期間は実通院扱いで算定(装具類は対象外)。 【種類による限度期間】 ・ギブス・ギブス包帯等患者側による取り外しが不可能なものは全期間。 ・シーネ等患者側による取り外しが可能なものは 30 日間(ただし、手指・足指の場合は 14 日間)。		

※共済金の支払い限度額：1 事故に対する共済給付金総額の上限を 3,000 万円とする。

学校管理下外(対象) … 登校前・下校後・長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合や、放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団での活動は「学校の管理下外」

学校管理下(対象外) … 登・下校を含め、一般的に監督責任が学校にある場合は「学校の管理下」

●事故発生から共済金が支払われるまで



●共済金をお支払できない場合（主なもの）

次のいずれかによるけがについては、共済金をお支払できません。

- ・学校の管理下
- ・傷害のうち、偶然性・急激性・外来性の三原則に適合しないもの(※1)
 - (※1)事故の発生が本人の予知できない突発的なものであり、身体外部からの作用によって発生するもの
- ・ご契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
- ・被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
- ・被共済者が自動車、原動機付き自転車を無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故
- ・被共済者の妊娠、出産、早産または流産
- ・戦争、外国の武力行為、革命、内乱等の事変、暴動
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故または放射能汚染
- ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(※2)
 - (※2)被共済者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

「傷病名」は、一例ですが、「偶然性、急激性、外来性」の事故によるものではない同じ動作の繰り返しで起こる野球肘（肩）・リトルリーグ肩（肘）・テニス肩（肘）・ジャンパー膝（膝蓋腱炎（膝蓋靭帯炎）／大腿四頭筋腱付着部炎）・分裂膝蓋骨（炎）・ランナー膝・疲労骨折・たな傷害（滑膜ヒダ傷害）・シンスプリント等や、オスグッド・シュラッター病、踵骨骨端症（シーバー病・セーバー病）、すべり症、腰椎分離症、筋肉痛、日焼け、熱中症、低温やけど、くつずれ、筋炎、アキレス腱炎、腱鞘炎、関節炎、股関節炎、成長痛等が支払対象外となります。

（注意）PTA行事参加中以外の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。

※個人情報の取り扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。
 ※本共済契約に関する個人情報は、共済契約の管理及び審査、共済金の支払及び当法人の事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。

一般社団法人 札幌市PTA共済会

〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10

札幌市生涯学習総合センター 3F

TEL 011-671-2372 FAX 011-671-2374

札幌市PTA共済会ホームページ

<https://sapporo-pta.gr.jp/kyosai/>



令和7年度 札幌市立義務教育学校福移学園 体育文化振興会決算

令和8年3月1日

1. 収入の部

項目	7年度予算	7年度決算	備考
繰越金	-		
会費	271,200	275,600	家庭数：99人 教職員：21人
部活動加入金	52,000	82,000	部活動加入者：21人
雑収入	0	3,758	利息、中体連全道大会旅費
合計	323,200	361,358	

2. 支出の部

項目	7年度予算	7年度決算	備考
大会参加費	50,000	28,610	登録料 大会参加費等
指導者費	54,140	54,140	指導者費 傷害保険費 振込手数料
活動費	46,000	39,400	消耗品等
特別会計繰入金	50,000	50,000	
備品費	123,060	189,208	備品等
還付	0	400	転出者：1人
合計	323,200	361,358	

収入 361,358 - 支出 361,358 = 0円

上記のとおり、報告いたします。

令和8年3月1日

会計 宮澤大地

令和7年度 札幌市立義務教育学校福移学園 体育文化振興会決算
(特別会計繰入金)

令和8年3月1日

収入の部

項目	R7年度決算	備考
繰越金	553,392	
一般会計	50,000	体育文化振興会から特別会計繰入金50,000円
合計	603,392	

支出の部

項目	R7年度決算	備考
一般会計	1,960	後期課程(家庭科)ゆかた着付け授業講師交通費:1,960円
合計	1,960	

収入 603,392 - 支出 1,960 = 601,432円

上記のとおり、報告いたします。

令和8年3月1日

会計 宮澤大地

(様式2) 監査報告

令和7年度 札幌市立義務教育学校福移学園 体育文化振興会費 上期会計監査報告

令和7年度 体育文化振興会費 上期会計監査結果を次のとおり報告します。

- 1 監査実施日 令和 7年 10月 15日
- 2 会計監査対象 令和7年度 体育文化振興会費会計
- 3 監査対象書類 2に係る金銭出納簿、預金通帳、その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に執行されていた。

令和 7年 10月 15日

監査委員 清水 沙穂子

監査委員 戸崎 優子

(様式2) 監査報告

令和7年度 札幌市立義務教育学校福移学園 体育文化振興会費 会計監査報告

令和7年度 体育文化振興会費 会計監査結果を次のとおり報告します。

- 1 監査実施日 令和 8年 3月 11日 (水)
- 2 会計監査対象 令和7年度 体育文化振興会費会計
- 3 監査対象書類 2に係る金銭出納簿、預金通帳、その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に執行されていた。

令和 8年 3月 11日

監査委員 戸崎優子

監査委員 清水目 沙穂

(様式2) 監査報告

令和7年度 札幌市立義務教育学校福移学園 体文振特別会計 上期会計監査報告

令和7年度 体文振特別会計 上期会計監査結果を次のとおり報告します。

- 1 監査実施日 令和 7年 10月 15日
- 2 会計監査対象 令和7年度 体文振特別会計
- 3 監査対象書類 2に係る金銭出納簿、預金通帳、その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に執行されていた。

令和 7年 10月 15日

監査委員 戸崎 優子

監査委員 清水 沙穂

(様式2) 監査報告

令和7年度 札幌市立義務教育学校福移学園 体文振特別会計費 会計監査報告

令和7年度 体文振特別会計費 会計監査結果を次のとおり報告します。

- 1 監査実施日 令和 8年 3月 11日 (水)
- 2 会計監査対象 令和7年度 体文振特別会計費会計
- 3 監査対象書類 2に係る金銭出納簿、預金通帳、その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に執行されていた。

令和 8 年 3 月 11 日

監査委員 清水 沙樹

監査委員 戸崎 優子

2026年度 札幌市立義務教育学校福移学園 体育文化振興会

体育文化振興会 役員名簿

役 職	役 員 名
会 長	・PTA 会長が兼務
副 会 長	・PTA 副会長が兼務
事 務 局	・土屋 和香子 ・高坂 元二 ・宮澤 大地 (会計)

監査 (2名) ・PTA 監査が兼務

指導者

部 名	指 導 者 名
バドミントン部	・宮澤 大地 ・鈴木 駿介 ・笹山 堅矢 ・大村暢彦
美 術 部	・土屋 和香子 ・佐藤 麗子 ・高坂 元二

2026年度の主な日程

※中体連の日程は今年度の予定を掲載しています。

月日 (曜)	予定
4月 14日 (火)、15日 (水)	部活動見学
4月 17日 (金)	体育文化振興会総会
4月 21日 (火)	体育文化振興会申し込み、部活動結成集会
※ 6月下旬 (予定)	中体連バドミントン大会 全市7月上旬～中旬 (予定)

体育文化振興会会則

札幌市立義務教育学校福移学園

< 第1章 名称及び事務局 >

第1条 この会は「札幌市立義務教育学校福移学園体育文化振興会」と称し、事務局を札幌市立義務教育学校福移学園に置く。

< 第2章 目的及び事業 >

第2条 この会は札幌市立義務教育学校福移学園の部活動と文化的活動の振興と充実に寄与することを目的とする。そのため、次のような事業を行う。

1. 部活動が円滑に行われるよう後援、援助する事業
2. その他、本会の目的達成に必要な事業

< 第3章 会員 >

第3条 この会は次の会員をもって構成する。

- ~~1. 本校の父母保護者。~~
- ~~2. 本校の教職員。~~

< 第4章 役員とその任務 >

第4条 この会に次の役員をおく。任期は1年として再任は妨げない。

1. 会長（PTA会長が兼務） 1名 会務を統轄する。
2. 副会長（PTA副会長が兼務） 2名 会長を補佐する。
3. 事務局長 1名 事務局を統轄し、基本的指導事項を作成する。
4. 事務局員 若干名 事務局長を補佐し、会計業務等を行う。
5. 監査（PTA監査が兼務） 2名 会計を監査し、総会に報告する。

第5条 役員は、役員会にて人選し、総会の承認を受ける。

< 第5章 会議 >

第6条 この会の目的を達成するため、次の会議を設ける。

1. 総会 この会の最高決議機関として、総会を設け、毎年1回開催する。（PTA総会后）
2. 役員会 役員をもって構成し、会長が召集する。緊急を要する事項の審議決定をすることができる。
3. 運営委員会 本会の業務全般の運営にあたる。（副会長・事務局長・事務局員）

< 第6章 会計 >

第7条 この会の経費は会費、その他の収入をもってあて、会費については細則に定めるものとする。

第8条 この会の会計年度は4月に始まり、翌年3月末に終わるものとする。

< 第7章 部活動 >

第9条 この会が後援、援助する部活動は札幌市立義務教育学校福移学園で組織される各部活動とする。

< 第8章 付則 >

第10条 この会の会則の改正は、総会における出席者の過半数の賛成によって成立する。

第11条 この会の業務を遂行するため、会則の他に細則を定める。細則は運営委員会にて作成し、総会で決定する。

第12条 本会則は令和5年4月14日より発効する。
本会則は令和8年4月17日より改訂し、発効する。

細 則

この細則は、会則第 11 条によって定める。

< 第 1 章 部の設置、廃止、募集 >

- 第 1 条 部員は、本校の生徒とし、その募集要項は事務局が公示し、必要諸用紙をととのえる。
- 第 2 条 部の成立は、希望者が活動可能な人数を越え、1 名以上の指導者があれば認める。
- 第 3 条 部の年度途中の新設は行わず、次年度に持ち越す。
- 第 4 条 指導者は、指導を希望する本校の教職員と学校が認めた外部指導者とする。
- 第 5 条 部の廃止は、部員が活動可能な人数を下回った場合、また指導者が欠けた場合に行われる。
- 第 6 条 部員の受付は、事務局と指導者が行う。
- 第 7 条 部員の脱退・加入は、希望者が出た時に審査して行う。

< 第 2 章 会費及び予算 >

- 第 8 条 本会の会費は次の通りとする。
1. 会員は、本会費として一家庭につき月額 200 円を納める。
 2. 入部し活動する生徒は 1 名につき年額 4,000 円を納める。
ただし、大会だけに出場をする生徒に関しては、生徒 1 名につき年額 2,000 円を納める。
標準記録を突破できず大会参加ができなかった場合については、会費は納めないが、部員として扱うこととする。
 3. 必要に応じて、会員及び会員以外に寄付を募ることもできる。
- 第 9 条 本会の予算の立案・執行・決算については次のとおりとする。
1. 予算は、事務局で立案し、運営委員会の承認を得て、総会で審議され決定される。
 2. 執行・決算については、事務局が行い、運営委員会の承認を得る。
 3. 会計の監査は、年度末に行い、総会の承認を得る。

< 第 3 章 部活動の運営要領 >

- 第 10 条 活動は原則的に放課後、最終 18:00 までとする。土曜日・日曜日・祝日・休日については、事務局および該当の部の指導者が決定し、事前に部員に連絡する。
- 第 11 条 完全下校の日は活動しないことを原則とする。
- 第 12 条 指導者が校内に不在のときは活動しない。
- 第 13 条 中体連・中文連の前には活動の延長もありえる。
- 第 14 条 活動場所は、指導者により指示された場所に限り認められる。
- 第 15 条 学級活動や生徒会活動は、部活動に優先して行われる。
- 第 16 条 個人により使用される用具は、個人負担とすることを原則とする。

< 第 4 章 旅費等活動支援規定 >

- 第 17 条 旅費については次の通りとする。
1. 市内での練習試合、各種大会については、部員の交通費は支給しない。
 2. 市外での各種大会に参加する場合は、運営委員会にて人数、総額などを考え検討し、その支給額を決定する。
- 第 18 条 その他の大会や文化的な活動に対する支援などは、運営委員会で検討し、役員会の承認を受けて支出する。
- 第 19 条 備品費の一部を再来年度まで持ち越すことができる。

< 第 5 章 付 則 >

- 第 20 条 細則は役員会において改正できる。
- 第 21 条 この細則は令和 5 年 4 月 14 日より実施する。
この細則は令和 6 年 4 月 19 日より改訂し、実施する。
この細則は令和 7 年 4 月 18 日より改訂し、実施する。

令和8年度 札幌市立義務教育学校福移学園体育文化振興会予算案（仮）

<収入の部>

項目	R7年度決算	R8年度予算	備考
繰越金		0	R5年度の残金は特別会計の通帳へ入金
会費	275,600	261,600	2,400円×(家庭数109)
部活動加入金	82,000	64,000	バドミントン部：4,000円×15人 美術部：4,000円×1人 (4/4現在)
雑収入	3,758	0	
合計	361,358	325,600	

<支出の部>

項目	R7年度決算	R8年度予算	備考
大会参加費	28,610	50,000	登録料・中体連参加費等
指導者費	54,140	59,990	指導者費：10,000円×4人(運動部) 5,000円×3人(文化部) 傷害保険費：1,850円×5人(バド) 800円×2人(美術) 振込手数料：140円
活動費	39,400	56,000	バド部15人=40,000円 美術部3人=16,000円
特別会計繰入金	50,000	50,000	
備品費	189,208	109,610	
還付	400	0	
合計	361,358	325,600	

*今年度の部員数は4/21(火)に行われる部活動結成集会を終えてから確定します。この予算案は、新8・9年生の現状の人数で仮で出していますので、人数が確定したら再度出します。

*活動費の内訳は、各部とも10,000円+部員の人数×2,000円で計算しています。

*特別会計繰入金は、全道大会や全国大会の遠征費として令和2年度から備蓄しています。100万円をめぐりに毎年10万ずつ貯蓄していく予定でしたが、ある程度の備蓄ができましたので今年度から5万円ずつの貯蓄にします。